

令5香南市監査委員告示第4号

令和5年2月22日付け04香南監委発第39号、令5香南市監査委員告示第2号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和5年3月22日

香南市監査委員	有岡 正博
同	安岡 敬子
同	片山 透

令和4年度の定期監査（財政援助団体関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりでです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
（１）実績報告書における添付書類の確認について<福祉事務所>	
<p>補助金については、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）のほかに補助金ごとに交付要綱を定めている。交付要綱で、「補助事業実績報告書に領収書等関係書類の写しを添える」と規定されている補助金において、提出された実績報告書に領収書等関係書類の写しが編綴されていないものが見受けられたため、担当課に照会したところ、実績報告書受領時に領収書等を確認後、補助事業者に返却したとのことであった。</p> <p>今後は、補助金の予算規模等により領収書等写しの添付の要否について、実情に合った要綱改正等を検討し、補助事業者から実績報告書が提出された際には、根拠法令に留意し、書類内容を精査した上で、適正な事務処理及び交付関係書類の保管に努められたい。</p>	<p>令和4年度は、実績報告時に提出された領収書について確認し返却していましたが、令和5年度からは、補助金交付要綱に基づき、補助事業者に対して、補助事業実績報告書を収支決算書及び領収書等関係書類の写しを添えて提出するよう指導し、提出された写しについては、補助事業実績報告書と一緒に保管します。</p>
（２）合併処理浄化槽設置整備事業費補助金について<上下水道課>	
<p>当該補助金交付申請の回議書において、添付書類は申請時の書類であるにもかかわらず、回議書には補助金の交付確定に関する内容が記載されている例が複数確認された。そのため、複数人の補助金関係書類において、交付申請についての回議書はなく、交付確定についての回議書が2つ存在する不適正な処理となっている。ただし、交付申請後に交付決定通知書を通知し、実績報告書が提出された後、確定通知書を通知しており、事務処</p>	<p>回議書の記載内容と添付書類の整合性が取れていない点についての指摘は、過去に作成をした内容及び保存年限が異なる回議書を引用して当該回議書を作成したことにより生じたものです。</p> <p>今後は、回議書の作成において内容及び保存年限を十分確認し、適切な事務処理を行います。</p> <p>また、決裁においても、改めて適正な業務遂行に努め、課長、課長補佐の管理職等を始</p>

<p>理の流れにおいて誤りはない。</p> <p>しかしながら、回議書の記載内容と添付書類の整合性が全く取れていないにもかかわらず、係長、課長補佐、課長と決裁が下りている。さらに、回議書の保存年限も永年と10年が混在しており、課全体の公用文書に対する意識が低いと言わざるを得ない。</p> <p>個人からの申請は、決裁区分が所属長までであるため、補助金の総括課である企画財政課を通さず、一連の事務手続が完了することから、より一層担当課での注意が必要である。</p> <p>今後は、適正な回議書を作成するとともに課員の文書管理に対する意識の向上と課内におけるチェック体制の確立についての取組を確実に実施されたい。</p>	<p>め係長が決裁の重要性を再確認し、鉛筆等で確認したことを残すなどチェック方法を強化してまいります。</p>
<p>(3) 小中学校修学旅行引率事業費補助金について<学校教育課></p>	
<p>香南市小中学校修学旅行引率事業費補助金交付要綱第4条では、修学旅行事業を実施する14日前までに交付申請の提出、第6条で実施後14日以内に変更申請を提出するものとするが規定されているが、要綱に沿った事務処理が行われていない学校が一部見受けられた。</p> <p>また、各学校からの提出書類が全体的に遅い傾向にあり、実績報告書の事業完了日の認識が学校によって異なっており、何をもって完了としているのか不明である。そして、担当課の支払方法も様々で事務処理の方法が統一されていない。</p> <p>担当者は、要綱を熟読し、統一した事務処理方法を策定して、徹底するとともに各学校と必要事項の情報共有に努め、申請の有無や提出書類の遅延などについて、課内でのチェックを適正に行われたい。</p>	<p>当該補助金の交付申請及び変更申請について、一部の学校において、香南市小中学校修学旅行引率事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に対する認識が不十分であったことから、第4条に規定する修学旅行を実施する14日前までの交付申請や第6条に規定する実施後14日以内の変更申請ができていませんでした。今後は、学校及び課職員とともに要綱の理解を深め必要事項の情報共有や、課内のチェック機能の徹底を図り、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>実績報告の遅れや事業完了日の認識について、実績報告は修学旅行後おおむね1～3か月を要していますが、理由としては、引率教員への県旅費の支給及び旅行業者の支払に時間を要しているためです。また事業完了日については、今後、事業完了日の考え方について整理した後、学校に周知し必要事項の情報共有を図るとともに、課内のチェック機</p>

	<p>能を徹底し適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>また、指摘のありました支払方法が統一されていないことにつきましても、香南市財務規則及び要綱に対する認識が不十分であったことから、誤った支払方法で処理していました。今後は規則等の理解を深めるとともに、課内のチェック機能の徹底を図り、適正な事務処理を行うよう努めます。</p>
<p>(4) 香南市長杯スポーツ大会補助金について<生涯学習課></p>	
<p>香南市長杯スポーツ大会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条で、補助対象事業として、香南市長杯事業の実施に関する事務取扱要綱の規定により、香南市長杯として承認されたスポーツ大会と規定している。そのため、主催者は香南市長杯事業実施申請を事業実施の1か月前までに必要書類を添えて総務課へ申請し、承認決定を受けなければならない。</p> <p>しかしながら、一部の大会において、市長杯の承認申請を提出しておらず、またほとんどの大会において、市長杯の承認を受ける前に生涯学習課で交付決定をしている。</p> <p>補助金交付申請の回議書に全て交付要綱が添付されているが、担当者はその添付する意味を十分に理解できていないまま添付していると思われ、補助事業者に対し、交付要綱に沿った手続の指導ができていない不適正な事務処理となっている。</p> <p>市長杯の承認においては、平成30年度の措置報告で、「今後は、申請書類への確認書類を添付することや補助金要綱の規定遵守を徹底し、適正な事務処理に努めます。」と述べているが、このとおりに行っていれば防げたはずであり、事務引継が徹底できていないと言わざるを得ない。</p>	<p>当該補助金要綱に補助対象事業が香南市長杯として承認されたスポーツ大会であることが規定されているにもかかわらず、承認を受けていることの確認ができていませんでした。</p> <p>令和5年3月31日までに、当該補助金の申請の手引を作成し、課内で共有するとともに、HPに掲載することで交付にかかる手続の指導を適切に行います。</p> <p>また、補助金申請時に香南市長杯事業実施決定通知書の写しを添付してもらうことにより、補助対象事業であることの確認を行うなど適正な事務処理に努めます。</p> <p>今後は課内で十分チェックを行い、適切な事務処理を行ってまいります。</p>

<p>担当者は、交付要綱を熟読した上で引継事項も確認するとともに、法令に沿った事務処理や必要事項の情報共有に努め、課内でのチェックを適正に行われたい。</p>	
<p>(5) 香南市認定農業者連絡協議会補助金について<農林水産課></p>	
<p>昨年度に引き続き、今回の監査においても残念ながら非常に不適正な事務処理が見受けられた。</p> <p>当該補助金においては、令和3年度の実績報告書が補助事業者より令和4年3月31日付で提出され、検査調書兼確定書も同日で作成されている。しかしながら、収支決算書の支出として、事業費及び事務費として記載されたものは、令和4年5月に支払を行っている。</p> <p>また、令和3年度の収入として、認定農業者から徴収した会費が記載されているが、徴収日となる金融機関からの振替は、令和4年4月である。</p> <p>以上のように実際の金銭の収支と検査調書兼確定書との整合性が全く取れておらず、どのような検査を行って、確定をしたのか信用性を欠き、事務処理としては非常に不適正である。</p> <p>その他の書類に関しても誤りや不備が多数あり、会員の名簿についても適正な管理をしているとは言い難い内容が見受けられた。</p> <p>補助金は公金である。担当課は、補助事業者に対し、法令に沿った適正な事務処理を行うよう指導すべきである。</p> <p>昨年度の指摘に対し、措置報告において「補助事業者と職員の認識不足が原因であり、補助事業者にはルールに沿った適切な対応を行うよう指導し、職員には申請や実績報告など書類の厳格な精査を行うよう周知徹底を行いました。」とされているが、全く改善していない。</p>	<p>実績報告書の収支決算書につきまして、事業費としての図書購入代金に係る支払が令和4年5月となっているにもかかわらず支出として計上していました。また認定農業者から徴収した会費が、令和5年4月であるにもかかわらず収入として計上していました。</p> <p>令和4年4月以降の収支につきましては、令和4年度決算に計上すべきものであるため、令和3年度から削除し、令和3年度収支決算書及び令和4年度収支予算書を訂正したうえで、再度監査を実施するとともに、認定農業者の皆様へ修正した決算書と予算書及びお詫びの文書を送付しております。</p> <p>また、会費につきましても令和4年度分として処理しております。今後の対応につきましては、総会で諮っていくことといたします。</p> <p>会員名簿につきましても、課内での管理体制を見直し、複数人体制で再度確認し整理していきます。</p> <p>今後は、適正な事務処理を徹底してまいります。</p>

<p>再三にはなるが、課内での管理体制の見直しと個々の職員が根拠法令を改めて確認した上で、補助金申請における履行確認を慎重に行い、適正な事務処理に努められたい。</p>	
--	--